

西宮市特殊車両認定に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、開発事業等に伴う工事用車両の通行に関し、車両制限令(昭和36年政令第265号)第12条の規定による特殊な車両の特例の認定について、道路の構造の保全及び交通の危険の防止のために必要な基準を定める。

(ダンプトラック及びトラックミキサの認定の基準)

第2条 開発事業等におけるまちづくりに関する条例(平成11年西宮市条例第74号)第2条第5号に規定する開発事業又は第6号に規定する小規模開発事業を行う場合で、工事用車両を通行させようとする道路の幅員が6メートル未満のときは、別表に掲げる種類の車両については、当該工事用車両の全幅に応じ別表に定める基準により認定するものとする。

(その他の車両の認定の基準)

第3条 別表に掲げる種類以外の車両については、当該車両の構造又は当該車両に積載する貨物の形体等が特殊であるほか、当該車両の通行がやむを得ないと市長が認める場合に限り認定するものとする。

(認定の条件)

第4条 市長は、前2条の規定により認定する際に、運転経路、運転時間又は交通整理員の設置等道路の構造の保全及び交通の安全のために必要な条件を付することができる。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

別表(第2条関係)
道路車道部幅員別認定基準

道路の幅員 車両の種類等	4.5 m 以下	4.5 m を超え 6 m 未満
ダンプトラック	車両全幅 2.25 m 以下	車両全幅 2.4 m 以下
トラックミキサ (コンクリートミキサー車を いう。)	車両全幅 2.25 m 以下	同左